令和９年度

神山町保育所等

入所（園）申請のしおり



目 次

ページ数

保育所とは 2

利用できる施設および事業のイメージ 2・3

教育・保育給付認定について 3・4

入所（園）・入園申請について 5・6

１号認定【保育所（特別利用）・幼稚園・認定こども園】 7

保育所（園）・認定こども園（２号認定または３号認定） 8

保育所（園）・認定こども園（２号・３号）へ入所（園）できる児童 9

入所（園）申込みに必要なもの（２号・３号） 10

神山町保育所へ入所決定された方（２号・３号） 11・12

神山町保育所の土曜保育について 13

保育料（利用者負担額）の算定について 14

【参考】＜令和８年度保育料（利用者負担額）＞ 15

保育料（利用者負担額）の免除について 15

感染症とその扱いについて 16

子育て支援 17・18

公立保育所開所時間等一覧表 19

保育所とは

① 保育所は児童福祉法に基づき、保護者等が、さまざまな事情によりお子さまの保育をすることができない状態にあるとき、保護者等の代わりに保育を行う施設です。そのため、「集団に慣れさせたい」、「友達を作りたい」などの理由で利用することはできません。

② 保育所は家庭との緊密な連携の下に、お子さまの状況や発達課程に合わせて、家庭養育の補完を行う場であり、十分な人的・物的環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことで、お子さまの健全な心身の発達を図ることを目的としています。

③ 保育所は、入所するお子さまを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所するお子さまの家庭に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う施設です。

○ 上記①～③をご理解のうえ、入所（園）申請をお願いします。

利用できる施設および事業のイメージ



お子さまの年齢は？
（令和9年４月１日時点の年齢）

０～２歳

- **家庭で保育ができません**
  両親ともに保育の必要な事由（９頁）に該当します。
  → **３号認定**
  保育所または認定こども園の利用申請が可能です。（8頁）
- **家庭で保育ができます**
  両親のいずれかが保育の必要な事由（９頁）に該当しません。
  → 地域子育て支援拠点事業等の利用が可能です。（17･18頁）

３～５歳

- **家庭で保育ができます**
  両親のいずれかが保育の必要な事由（９頁）に該当しません。
  → **１号認定**
  保育所（特別利用※）または幼稚園・認定こども園の利用申請が可能です。（7頁）
  ※　特別利用…保育所を幼稚園利用時間（約４時間）で利用。
- **家庭で保育ができません**
  両親ともに保育の必要な事由（９頁）に該当します。
  → **２号認定**
  保育所または認定こども園の利用申請が可能です。（8頁）

【対象年齢】

１号認定	保育所（特別利用） 幼稚園	４歳児（令和　４年４月２日 ～ 令和　５年４月１日生）
		５歳児（令和　３年４月２日 ～ 令和　４年４月１日生）
	認定こども園	３歳児（令和　５年４月２日 ～ 令和　６年４月１日生）
		４歳児（令和　４年４月２日 ～ 令和　５年４月１日生）
		５歳児（令和　３年４月２日 ～ 令和　４年４月１日生）
３号認定	保育所 認定こども園	０歳児（令和　８年４月２日 ～　　）
		１歳児（令和　７年４月２日 ～ 令和　８年４月１日生）
		２歳児（令和　６年４月２日 ～ 令和　７年４月１日生）
２号認定		３歳児（令和　５年４月２日 ～ 令和　６年４月１日生）
		４歳児（令和　４年４月２日 ～ 令和　５年４月１日生）
		５歳児（令和　３年４月２日 ～ 令和　４年４月１日生）

教育・保育給付認定について

（１）教育・保育施設・地域型保育利用申請について

子ども・子育て支援制度では、認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）の利用先などが決まります。認定区分には１号、２号、３号の３つの区分があり、お子さまの年齢や保護者の状況に応じて教育標準時間認定（１号）と保育認定（２号・３号）に区分されます。

施設等をご確認のうえ、利用申請を行ってください。

区 分		１号認定 教育標準時間 【A】	２号認定 保育短時間（８時間） または保育標準時間 （11 時間）　【B】	３号認定 保育短時間（８時間） または保育標準時間 （11 時間）　【B】
対象となる子ども		満３歳以上の幼児	保育を必要とする 満３歳以上の幼児	保育を必要とする 満３歳未満の乳幼児
利用できる施 設	幼稚園	○	―	―
	保育所	―	○	○
	認定こども園	○	○	○

※ 神山町には幼稚園・認定こども園はありません。

町外の教育・保育施設をご希望の方は広域利用（５頁）をご確認下さい。

【A】：１号認定：教育標準時間

保護者の就労（就学）状態等に関わらず、認定申請できます。１日の教育時間は、概ね４時間を標準とすると定められています。

※ 休業日は、土・日・祝日のほか長期休業期間（夏季・冬季など）があります。

【B】：２・３号認定：保育時間の認定（詳細：９頁）

①「保育標準時間（最長 11 時間）」の認定要件

a. 保護者の就労（就学）時間が月１２０時間以上である。

b. 妊娠・出産、疾病・障がい、求職、災害復旧、ＤＶなど

②「保育短時間（最長８時間）」の認定要件

a. 保護者の就労（就学）時間が月４８時間以上１２０時間未満である。

b. 育児休業など

（２）支給認定証について

支給認定証には、「認定区分」（１号・２号・３号）と「認定期間」、２号・３号の場合は保育必要量区分（標準時間または短時間）が記載されています。２号または３号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じて、施設の利用時間が「保育標準時間（最長 11 時間）」と「保育短時間（最長８時間）」に認定されます。認定された時間以上に保育を希望する場合は、**延長保育（有料）**による対応となります。

支給認定証は令和９年３月中旬以降に送付します。認定期間中は紛失しないよう保管してください。

（注１）支給認定証が交付されても、保育所などの利用が決定するものではありません。
認定を受けることができても定員の超過等により、入所できない場合があります。

（注２）保育の認定事由等の変更があった場合は、申請書と必要書類の提出が必要です。

（注３）神山町外へ転出され転出先で保育施設を利用される方は、転出先の市町村で改めて教育・保育給付認定申請をする必要があります。

（注４）出生前の利用申請はできません。出生後に申請書をご提出ください。

入所（園）申請について

保育所・町外の保育所（園）・認定こども園・幼稚園の利用を希望される保護者の方は、「支給認定申請書（教育・保育施設・地域型保育利用申請書）」など必要書類をご提出ください。２号・３号認定の申請時に必要な書類は１０頁をご覧ください。

１．令和９年４月１日からの入所・入園を希望される場合

（１）申請受付期間

令和８年１１月２日（月）～ 令和８年１１月３０日（月）

※ 土曜・日曜・祝日を除きます

（２）提出先

【役場健康福祉課、下分保育所、広野保育所】

２．年度途中に入所・入園を希望される場合

５月以降に入所（園）を希望される方は、入所希望日の２か月前までに役場健康福祉課へお問い合わせください。（ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。）

※　保育所が定員に達している等、児童を受け入れることが難しい状況の時は、入所できない場合があります。

3．広域利用について

（１）神山町内に居住の方が他市町村の施設を希望される場合

神山町内に居住されている方で、町外の保育施設の利用を希望される場合は、役場健康福祉課で利用申請をしてください。ただし、希望する市町村の状況により入所（園）できない場合もあります。

（２）神山町外に居住の方が神山町の保育所を希望される場合

神山町外に居住されている方で、神山町内の保育所の利用を希望される場合は、居住されている市町村で利用申請をしてください。ただし、利用調整については神山町に居住されている方を優先させていただきます。

4．留意事項について

① 出生前の利用申請はできません。仮受付を行い、出生後に申請書をご提出ください。
② 神山町保育所に入所される方は、入所前に保育所で面談を行いますので、日程等の調整をお願いします。
③ 入所当初は慣らし保育（２週間程度）を行いますので、復職日や就労等の日程調整をお願いいたします。

５．退所（園）について

次の場合は、退所（園）していただきます。

① 入所（園）申込み事項に虚偽があった場合。
② 神山町外へ転出された場合。
（転出先の市町村を通じて、引き続き通所（園）できる場合もあります。）
③ お子さまの疾病等により集団保育に耐えかねる場合。
④ 長期欠席した場合（約１か月）。
※　入院等のやむを得ない事情の場合は該当しません。
⑤ ２号・３号認定のお子さまについては、保育が必要な事由が確認・証明できない場合。また、保育が必要な事由がなくなった場合。
※　認定事由等に変更がある場合は、申請書を再度ご提出ください。



１号認定
【保育所（特別利用）・幼稚園・認定こども園】



手続きのご案内

利用を希望する保護者の方は、次の手順でお手続きください。

幼稚園・認定こども園を希望の方

1．「支給認定申請書（教育・保育施設・地域型保育利用申請所）」を　保護者
　役場健康福祉課へ提出します。
2．他市町村担当課と広域利用協議を行います。　町
3．協議後、利用可能であれば、「認定決定通知証」等を通知いたします。　町
　令和９年３月中旬以降に認定決定通知証と入所決定通知書を通知いたします。

神山町保育所（特別利用）を希望の方

1．「支給認定申請書（教育・保育施設・地域型保育利用申請所）」を　保護者
　役場健康福祉課へ提出します。
2．保育所と利用協議・調整を行います。　町
3．協議・調整後、利用可能であれば、「認定決定通知証」等を通知いたします。　町
　令和９年３月中旬以降に認定決定通知証と入所決定通知書を通知いたします。

町…神山町が行うもの

保護者…保護者の方が行うもの

＜希望施設に入園等できない場合＞

希望施設が定員を満たしている等の理由により、入園等できなかった場合は下記の通知書を令和９年３月中旬以降に送付いたします。

① 教育・保育給付認定決定通知書

② 入所保留通知書

○　預かり保育の無償化について（申請が必要です。）

保育を必要とする事由（９ 頁）に該当する場合、預かり保育の利用料が上限の範囲内で無償化されます。申請手続きについては、役場健康福祉課へお問い合わせください。



保育所（園）・認定こども園
（２号認定、または３号認定）

○入所（園）手続きのご案内
保育施設の利用を希望する保護者の方は、
次の手順でお手続きください。

１．「認定の申請（支給認定申請書）　保護者

「教育・保育施設・地域型保育利用申請書」および、その他必要書類（１０頁）を役場健康福祉課へ提出します。

※ 申請時に保護者の個人番号（マイナンバー）の確認および、申請者の本人確認を行います。

２．保育施設へ入所する要件を満たしているかを確認します　町

認定されなかった方には、「教育・保育給付認定却下通知書」を送付します

３．入所（園）の選考結果などを通知します　町

認定要件と「保育を必要とする事由」が認められ、入所が決定した方は、「教育・保育給付認定決定通知書」および「入所**決定**通知書」を送付します。

ただし、「保育の必要事由」が認められた方でも、保育施設の定員等の理由により、希望保育所へ入所できない場合があります。入所をお待ちいただく方には、「入所**保留**通知書」を送付します。

通知対象者	町から送付する書類	送付時期
入所できる方	「教育・保育給付認定決定通知書」 「入所**決定**通知書」	令和９年３月 中旬以降
入所できない方	「教育・保育給付認定決定通知書」 「入所**保留**通知書」	

４．入所（園）前面談と説明会について　保護者 ＋ 保育所

認定・入所決定された方は、入所前面談と説明会を行う場合がありますので、入所決定施設へお問い合わせください。

町…神山町が行うもの
保護者…保護者の方が行うもの
保育所…保育所が行うもの

保育所（園）・認定こども園（2号・3号）へ入所（園）できる児童

《 保育を必要とする事由と認定の基準等》

保育標準時間認定　7:30 から 18:30 まで（最長 11 時間）

保育短時間認定　9:00 から 17:00 まで（最長８時間）

保育を必要とする事由	認定の基準	保育の必要量
１．就労	120時間／月以上の就労を常態	保育標準時間認定
	48時間／月以上の就労を常態	保育短時間認定
２．妊娠・出産	妊娠中または出産後間がないこと（出産予定日または出産日から前後８週）	保育標準時間認定
３．疾病・障害	疾病、負傷等により、精神若しくは身体に障がいを有すること	保育標準時間認定
４．介護・看護	同居親族（長期入院含む）を常時介護・看護していること	保育標準時間認定
５．災害復旧	震災・風水害等で災害の復旧に当たっていること	保育標準時間認定
６．求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること	保育標準時間認定
７．就学	120時間／月以上の就学を常態	保育標準時間認定
	48時間／月以上の就学を常態	保育短時間認定
８．虐待・DV	虐待（おそれ含む）または、配偶者からの暴力により保育が困難な場合	保育標準時間認定
９．育児休業	育児休業取得事由の子ども以外が通所しており、引き続き利用が必要と認められる場合	保育短時間認定
１０．その他	前各号に類すると町が認めるもの	保育短時間認定

【注意】

（１） 保育所等の入所要件に該当しても、お子さまに心身の障がいがあると思われる場合、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、ご申請の際に必ずお申し出ください。

（２） 上記の「保育を必要とする事由」に該当していても、次のような場合は**入所できない**ことがありますので、予めご承知ください。

① 申込内容に虚偽があった場合

② 希望者が多数いるため、定員を満たしている場合

入所（園）申込みに必要なもの（２号・３号）

１．支給認定申請書（教育・保育施設・地域型保育利用申請書）

２．申請書に添付する必要書類

必要書類が申請内容により異なりますので、以下をご確認下さい

【必要書類一覧】

保育を必要とする事由	必要書類	備考
１．就労	就労（採用内定）証明書 （事業所で証明）	確認のため就労先へ連絡をとる場合があります
２．妊娠・出産	母子手帳の写し	母子手帳の交付日、出産予定日または出産日が確認できるものが必要です
３．疾病・障害	診断書または 障害者手帳の写し等	診断書は医師の証明があるもの
４．介護・看護	介護・看護申立書	
５．災害復旧	被災証明等	
６．求職活動	求職活動状況申立書 （場合により求職活動の証明になるもの）	入所決定期間は原則９０日以内
７．就学	就学（在学）証明書 （就学先で証明）	
８．育児休業	就労証明書 （事業所で証明）	確認のため就労先へ連絡をとる場合があります

【注意】

① 保育を必要とする事由が、虐待・DV またはその他に該当する場合は役場健康福祉課へお問い合わせください。

② 支給認定申請書へ世帯員の個人番号（マイナンバー）を記載いただけない場合は、市町村民税所得課税証明書の提出を求める場合があります。

③ 自営業（個人）事業主の方については、確定申告書の写しや開業届等の提出を求める場合があります。



神山町保育所へ入所決定された方（２号・３号）

入所決定通知書を受け取った方は、神山町の各保育所で入所説明を受けていただきますが、次のことについて予めご了承ください。

（１）入所当初の保育時間について

入所当初は、お子さまの心身の負担軽減のため、保育時間を短縮した『慣らし保育』を２週間程度行います。日程調整をお願いいたします。

（２）休所日について

日曜日、祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）、その他町長が必要と認めた日。

（３）保育時間について

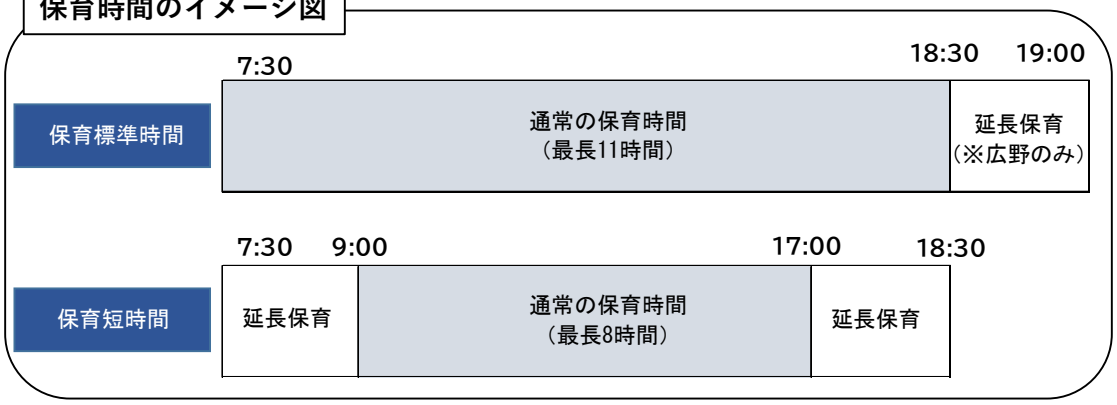
保育時間は保育の必要量に応じて各家庭により異なります。
保育標準時間・保育短時間はご提出された就労証明書等により判定します。

☆施設の利用時間

認定区分	認定時間
保育標準時間認定	7時30分から18時30分まで（最長11時間）
保育短時間認定	9時から17時まで（最長８時間）

※延長保育を希望される方は、各保育所または役場健康福祉課にご相談ください。
なお、延長時間は最長３０分になりますので、ご注意ください。

保育時間のイメージ図



【送迎について】

保育認定にかかわらず、保育所等を利用できる時間は「保育を必要とする時間のみ」となりますので、送迎の際は次の点にご注意ください。

○　児童の送迎は、時間に余裕をもって対応してください。

○　就労時間が終了した場合や就労しない日などは、速やかなお迎えをお願いします。

※お迎えの時間が保育時間を超えた場合は、別途延長保育料金が発生します。

（４）年度途中で入所されるお子さまの健康診断について

年度途中で入所されるお子さまは、嘱託医等で健康診断を受診してください。

また、健診結果は入所する保育所にご提出ください。嘱託医等については、入所保育所へお問い合わせください。

（５）食事について

・０～２歳児：昼食と間食（９時３０分・１５時）

・３～５歳児：昼食と間食（１５時）

※ 食物アレルギーがあるお子さまについては、入所保育所にお問い合わせただき、保育所の除去食申請書と医師の診断書をご提出ください。また、診断書等に基づき、可能な限り食品の調理・除去を行いますが、保育所で対応できない場合はお弁当をご持参ください。

【離乳食について】

保育所給食では、離乳食も月齢に応じた形態で提供します。

その際、食べていない食材は保育所で提供することができません。各月齢で提供する食材の一覧を作成していますので、１歳未満で入所を希望される方はお申し出ください。

また、入所時に詳しい摂取食材表や献立表をお渡ししますので、給食提供までに未食のないようご家庭でのご協力をお願いします。



（６）健康・安全について

健康診断	内科	歯科	発育測定	視力検査
	2回／年	2回／年	毎月 (12回／年)	2回／年 (4・5歳児のみ)
非常災害訓練	毎月(12回／年) 火災・地震・風水害・土砂災害などの想定避難訓練			
防犯訓練	2回／年			

（７）災害共済給付制度について

保育所でお子さまが負傷した場合などに、（独）日本スポーツ振興センターより医療費や見舞金等を給付される制度があります。希望される方は入所保育所へお問い合わせください。

※ 保険料は、保護者の方にも一部をご負担していただきます。

（８）保育を必要とする事由が変更した場合

事由の変更や就労先の変更等があった場合、支給認定申請書と必要書類を再度ご提出いただく場合があります。

神山町保育所の土曜保育について

神山町保育所の土曜保育は仕事や介護・通院などのやむを得ない事情により、保護者等が土曜日にお子さまを保育できない状態の場合にご利用いただく制度です。

（※就労等以外の私的な用事は土曜保育の対象外となります。）

ご利用の際は以下の申請方法でご申請ください。

＜申請方法＞

① 土曜保育の利用について、保育所へご相談ください。（就労や介護・通院などのやむを得ない事情についてお伺いします。）

② 土曜保育を利用される日の前月２０日までにコドモン（保育 ICT サービス）のアンケート機能より利用申請をご提出ください。

③ 土曜保育カードを保育所からお渡しします。

④ 利用される週の水曜日までに土曜保育カードをご提出ください。

※ 利用申請ない、土曜保育カードをご提出いただけない場合は、土曜保育をご利用いただくことができませんので、ご了承ください。

※ 緊急の場合は各保育所へお問い合わせください。（ご利用できない場合もあります。）

神山町からのお願い

労働基準法により、１週間の就労時間は４０時間に短縮されています。

町内の保育所も、職員の就労時間の短縮を図るため、保育に支障をきたさないよう十分配慮しながら、職員が交代で土曜保育を行っております。

土曜日にご家庭での保育が可能な場合は、お子さまとのふれあいを深めるためにも、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

保育料（利用者負担額）の算定について

３歳～5 歳児の保育料

令和元年 10 月 1 日より幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育料は無料となりました。行事費や教材費、延長保育料等については保護者負担となります。

０歳～2 歳児の保育料

父母の市町村民税所得割課税額（町民税額）の合算により保育料を決定します。ただし、祖父母によって生計が維持されていると認められる場合は、祖父母の町民税額も合算します。

毎年９月が保育料の切り替え時期となります。

令和９年					令和１０年							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和８年度の町民税額に基づく保育料					令和９年度の町民税額に基づく保育料							

【注意】

① 税額が更正された場合、税の更正が判明した翌月から更正後の税額による保育料を適用します。遡及は行いません。

② 保育料算定の基礎となる町民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除および外国税額控除等をする前の税額となります。

③ 未申告の場合は保育料の算定ができないため、最も高い階層で算定し仮決定します。税額が確定でき次第正しい保育料の算定を行います。

④ 離婚、再婚等により保育料の算定対象者がかわる場合は、事実の生じた翌月から保育料が変更になる場合がありますので、該当する場合は速やかにご連絡ください。

他市町村で課税されている場合の保育料の算定について

令和８年１月２日以降に転入された方など神山町で町民税額を確認できない場合は、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携により課税情報を取得し、保育料を算定します。

ただし、システム障害や未申告等により課税状況を取得できない場合、「所得課税証明書」の提出を求めることがあります。

【参考】＜令和８年度保育料（利用者負担額）＞

階層区分				利用者負担額（月額）			
				2号認定子ども		3号認定子ども	
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護世帯等			0	0	0	0
2	1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0		0	
			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	0	0
3	1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	0	0	5,400	5,400
			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	11,700	11,600
4		77,101円未満	ひとり親世帯等	0	0	5,400	5,400
			ひとり親世帯等以外の世帯	0	0	16,300	16,200
5		97,000円未満		0	0	18,000	17,700
6		169,000円未満		0	0	26,700	26,300
7		211,200円未満		0	0	33,000	32,600
8		301,000円未満		0	0	36,600	36,000
9		301,000円以上			0	48,000	47,200

保育料（利用者負担額）の免除について

以下の内容のいずれにも該当する場合の利用者負担額は**無償**となります。

⑴　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳（以下「住民票」という。）に記録されていること。

⑵　住民票上同一世帯内にあること（やむを得ない理由により住民票を別にしており、生計関係が同一と認められる場合は同一世帯内にあるとみなすことができる。）。

⑶　本町に居住していること。

⑷　町税、介護保険料、町水道料金及び町営住宅家賃の滞納がないこと。

○ 感染症とその扱いについて

学校保健安全法では、感染性のある病気にかかった場合は、集団生活を停止しなければならないことを指示しており、保育所等でもこれに準じています。主な病気と登所停止期間は下記の一覧のとおりであり、その病名と診断された後に登所する場合は、医師の治癒証明が必要となることがあります。

※感染性のある病気についての登所停止期間については、あくまで目安であり、医師の診断に従うものとします。

○　第1種学校感染症　（法定感染症）

病名	出席停止期間
新型インフルエンザ感染症、特定鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSウイルス）、中東呼吸器症候群（MERSウイルス）、指定感染症、新感染症	治癒するまで

○　第2種学校感染症

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日（幼児３日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで 又は、5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、全身状態が良好になるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認められるまで

○　第3種学校感染症

病名	出席停止期間
腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎（アポロ病）	
溶連菌感染症	
感染性胃腸炎	
マイコプラズマ肺炎	
伝染性紅斑（りんご病）	
ヘルパンギーナ	
手足口病	
伝染性膿痂疹（とびひ）	
RSウイルス感染症	
腸チフス	
パラチフス	
帯状発疹	
その他の感染症	

※　上記の感染症に感染のおそれがある場合や病院等を受診されていないお子さまは、お預かりできない場合がございます。

※治癒証明書等の用紙は、各保育所でお受け取りください。

子 育 て 支 援

家庭で保育をしている保護者の方が育児に困ったときやサポートが必要なとき、神山町では次の子育て支援を実施しておりますので、ご利用ください。なお、一部の事業については広域利用となるほか、無償化制度の対象となる場合があります。詳しくは下記をご覧下さい。

★子どもを一時的に預かってほしい場合

一時預かり事業

保護者の入院、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消などにより保育が必要となる場合に一時的にお子さまをお預かりする事業です。ご利用にあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは役場健康福祉課または広野保育所へお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
役場健康福祉課（☎088-676-1114）
広野保育所　　（☎088-678-0556）

ファミリー・サポート・センター事業

０歳から小学６年生までのお子さまをお持ちの保護者を対象に、「保育所や幼稚園への送迎やその後の預かり」など、子育ての補助を行います。
＜お問い合わせ先＞

徳島ファミリー・サポート・センター （☎088-611-1551）

ショートステイ事業

保護者が病気や出産などにより一時的に子育てできなくなった場合、生後１か月以上の乳児やお子さまを施設でお預かりします。

＜お問い合わせ先＞ 役場健康福祉課（☎088-676-1114）

★子育て支援事業の情報提供や子育てに関する相談など

神山町こども家庭センター

子育て支援事業の情報提供、子育てに関する相談等に応じます。

また、必要に応じて関係機関におつなぎします。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 役場健康福祉課（☎088-676-1114）

★他の子どもと遊ばせたい、子育ての悩みを相談したい…など

地域子育て支援拠点事業

施設の開放、親子で楽しめる行事や子育て全般の相談および情報の提供など地域の需要に応じた子育て支援を実施しています。

鮎喰川コモン
住所：神山町神領字大埜地 374-1
実施曜日：月、水、木、金曜日
実施時間：９時から 15 時まで
（☎：088-603-8700）



★子どもが病気になり集団生活が困難で保護者が就労している場合

病児保育事業

お子さまが病気になり集団生活が困難かつ保護者の就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的にお預かりする事業です。ご利用にあたっては、事前にかかりつけ医療機関等での診察が必要です。

詳しくは、下記実施施設または役場健康福祉課（☎088-676-1114）にお問い合わせください。

実施施設名	所在地	電話番号
ふじおか小児クリニック	徳島市昭和町 8 丁目 70－3	088-622-0012
田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町 3 丁目 3－41	088-633-2055
愛育小児科	徳島市国府町桜間字登々路 8－1	088-635-2299
ひなたクリニック	徳島市応神町古川字戎子野 81 番 4	088-678-5461
末広ひなたクリニック	徳島市末広２丁目 1－111	088-624-8660
沖洲ファミリークリニック	徳島市北沖洲３丁目１－２４	088-612-8305
伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井 726－7	080-6391-9523
北島こどもクリニック	板野郡北島町中村字東堤ノ内 19－1	088-697-2281（8:30～9:00） 088-697-2221（9:00～）
富本小児科内科	板野郡藍住町東中富字東傍示 11－4	088-678-2111

公立保育所開所時間等一覧表

申請方法や定員など詳しくは、下記の保育所または
役場健康福祉課（☎088-676-1114）にお問い合わせください。

下分（しもぶん）保育所

神山町下分字西寺１６－１（☎：０８８－６７７－０２２２）

定員：６０名　入所可能年齢：6か月～

月～金	標準時間	７：３０ ～ １８：３０
	短時間	９：００ ～ １７：００
土	－	７：３０ ～ １８：００

広野（ひろの）保育所

神山町阿野字広野１５４－１（☎：０８８－６７８－０５５６）

定員：６０名　入所可能年齢：6か月～

月～金	標準時間	７：３０ ～ １８：３０
	短時間	９：００ ～ １７：００
土	－	７：３０ ～ １８：００

※　一時預かり、延長保育(18:30～19:00)は広野保育所のみで行っておりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】
〒７７１－３３９５
神山町神領字本野間１００番地
神山町役場　健康福祉課
TEL：０８８－６７６－１１１４
FAX：０８８－６７６－１１００